

(証券コード4732)
平成24年6月4日

株主の皆様へ

愛知県東海市新宝町507番地の20
株式会社 ユー・エス・エス
代表取締役社長 安藤之弘

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付いただくか、当社の指定するインターネットウェブサイト等にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合の手続きの詳細につきましては、後記「電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続きについて」（57頁から58頁まで）をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前11時
2. 場 所 愛知県東海市新宝町507番地の20
当社本社（当社名古屋会場）
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第32期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役14名選任の件
- 第3号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更および継続の件

以 上

-
1. 受付開始時刻は午前10時とさせていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 次に掲げる事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、本日よりインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ussnet.co.jp>）に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - I. 事業報告に表示すべき事項
 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - II. 連結計算書類の連結注記表
 - III. 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ussnet.co.jp>）に掲載させていただきますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、東日本大震災やタイにおける洪水など自然災害の影響に留まらず、原子力発電の停止による電力供給制約、原油や天然ガスの輸入拡大や価格高騰、円高による輸出の低迷から貿易赤字に陥るなど厳しい環境が続きました。

国内自動車産業におきましては、震災やタイの洪水の影響により車両生産が落ち込んだものの、寸断されたサプライチェーンが早期に回復したことなどから、新車登録台数は10月以降、前年同月実績を上回りました。さらに、年度後半には、エコカーの新型車種が発売されたことや、12月から政府の経済対策であるエコカー補助金制度が復活したことにより、当連結会計年度の新車登録台数は4,753千台（前期比3.3%増）、中古車登録台数は6,595千台（前期比1.1%増）となりました。

オートオークション市場は、年度前半、震災の影響による新車販売不振により、下取りや買取車両が減少し、出品台数は大幅に減少しましたが、震災の復旧需要や新車供給不足による代替需要などもあり成約率は高水準で推移しました。一方、年度後半は、新車販売の急激な回復により、下取りや買取車両が増加したことなどから出品台数、成約台数ともに増加に転じました。

この結果、オートオークション市場における出品台数は6,875千台（前期比8.1%増）、成約台数は4,011千台（前期比4.9%増）、成約率は58.4%（前期実績60.1%）となりました。

このような経営環境のなか、U S Sグループの当連結会計年度の売上高は64,009百万円（前期比4.2%増）、営業利益は27,952百万円（前期比14.9%増）、経常利益は28,588百万円（前期比16.0%増）、当期純利益は17,054百万円（前期比22.1%増）となり、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高益を更新することができました。

当連結会計年度のセグメントの概況は、次のとおりであります。

オートオークション事業

オートオークション事業は、年度後半からの国内新車販売の急激な回復により、出品台数2,252千台（前期比6.2%増）、成約台数1,414千台（前期比3.9%増）、成約率62.8%（前期実績64.2%）となりました。

売上高については、出品台数および成約台数が増加したことに加え、コーナー編成や手数料体系を一部の会場で見直したことや、外部落札比率が50.2%（前期実績48.8%）に上昇したことによりオークション手数料収入が増加しました。また、営業費用については、平成22年3月期以降、大規模な設備投資を控えたことによる減価償却費の減少に加え、賃借料、のれん償却額および租税公課などが減少しました。

この結果、オートオークション事業は、外部顧客に対する売上高45,840百万円（前期比6.2%増）、営業利益27,156百万円（前期比16.2%増）となりました。

中古自動車等買取販売事業

中古自動車買取専門店「ラビット」は、台当たりの車両売却価格は上昇したものの、オークション相場下落に対応するため、同業他社に先駆けて買取査定基準を見直したことなどにより買取台数が減少し、増収減益となりました。

事故現状車買取販売事業についても、オークション相場下落に対応するため、買取査定基準を早期に見直したことから買取台数が減少し、減収減益となりました。

この結果、中古自動車等買取販売事業は、外部顧客に対する売上高12,476百万円（前期比0.1%減）、営業利益610百万円（前期比9.5%減）となりました。

その他の事業

廃自動車等のリサイクル事業は、廃自動車等の取扱台数は順調に推移しましたが、工場廃材等の取扱量が大幅に減少したことに加え、仕入単価の上昇もあり減収減益となりました。

廃ゴムのリサイクル事業は、高付加価値製品である弾性舗装用ゴム製品の取扱量が増加しましたが、合成ゴム等の原材料費高騰の影響を受け、増収減益となりました。

7月より開始した中古自動車の輸出手続代行サービス事業は、営業損失となりました。

この結果、その他の事業は、外部顧客に対する売上高5,692百万円（前期比0.9%減）、営業利益11百万円（前期比93.1%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は826百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

区 分	事 業 所 名	設 備 の 内 容
そ の 他 の 事 業	株式会社U S S ロジスティクス・ インターナショナル・サービス	ストックヤード新設工事

② 当連結会計年度の末日において継続中の主要設備の新設・拡充・改修 特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新たに復活したエコカー補助金により、当面の新車販売は好調に推移するものと思われませんが、一方で補助金終了後には、その反動による新車販売の減少が予想され、下取りや買取車両の減少が、当社の主力事業であるオートオークション事業に影響を及ぼすものと思われま

す。自動車流通市場は、少子高齢化、若年層の車離れ、自動車買替年数の長期化など、さまざまな要因により中長期的には縮小傾向になるものと考えられ、オートオークション市場の出品台数にも影響が懸念されます。

このような市場環境を認識し、U S Sグループは「オートオークション市場におけるシェア拡大」を掲げ、中期的な目標としてシェア40%の確保を目指してまいります。

さらに、資本効率を重視した経営を標榜し、自己資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標として捉え、中期的に15%を上回ることを目指しております。

なお、U S Sグループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① 会員の利便性向上

会員の利便性向上に資する設備投資については優先的に実施し、会員の満足度向上を図ります。

② 効果的なM&Aの実施

U S SグループはM&Aを企業成長の機会と捉え、将来キャッシュ・フローの増加に繋がる案件については積極的な投資を行います。

③ 他業種企業との連携

業務・資本提携などの実施により、シナジー効果の獲得が見込まれる他業種企業との連携を模索します。

④ 中古自動車等買取販売事業、その他の事業の強化

オートオークション事業を核として、中古自動車等買取販売事業やリサイクル事業を拡大し「中古車流通業界をリードする総合企業」を目指します。

株主の皆様には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 28 期 (平成20年 3 月期)	第 29 期 (平成21年 3 月期)	第 30 期 (平成22年 3 月期)	第 31 期 (平成23年 3 月期)	第 32 期 (平成24年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	69,801	66,549	59,849	61,417	64,009
経 常 利 益(百万円)	27,490	22,503	22,511	24,643	28,588
当 期 純 利 益(百万円)	15,200	12,003	12,717	13,971	17,054
1 株当たり当期純利益(円)	475	382	418	478	609
総 資 産(百万円)	150,737	138,370	142,164	151,636	154,639
純 資 産(百万円)	117,577	114,941	118,390	121,947	121,097
1 株当たり純資産額(円)	3,657	3,751	3,970	4,200	4,450

(注) 第32期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数には、U S S 従業員持株会専用信託が保有する当社株式が含まれております。

② セグメント別財産および損益の状況

セグメント	区 分	第 28 期 (平成20年 3 月期)	第 29 期 (平成21年 3 月期)	第 30 期 (平成22年 3 月期)	第 31 期 (平成23年 3 月期)	第 32 期 (平成24年 3 月期) (当連結会計年度)
オートオークション事業	売 上 高(百万円)	51,953	48,752	42,791	43,177	45,840
	営 業 利 益(百万円)	26,167	22,428	21,014	23,372	27,156
	総 資 産(百万円)	142,260	133,117	136,420	146,034	149,002
中古自動車等 買取販売事業	売 上 高(百万円)	12,590	12,265	12,224	12,494	12,476
	営 業 利 益(百万円)	358	170	413	674	610
	総 資 産(百万円)	5,601	2,205	2,222	2,476	2,431
その他の事業	売 上 高(百万円)	5,257	5,532	4,832	5,745	5,692
	営 業 利 益 (営業損失)(百万円)	389	(329)	196	168	11
	総 資 産(百万円)	4,711	4,207	4,408	4,257	4,150

(注) 売上高につきましては、外部顧客に対する売上高を記載しております。

(6) 重要な組織再編等の状況

- ① 当社、株式会社ユー・エス・エス横浜および株式会社U S S 関西は、平成23年7月1日付で、当社を存続会社、株式会社ユー・エス・エス横浜および株式会社U S S 関西を消滅会社とする吸収合併を行いました。
- ② 当社子会社である株式会社U S S 群馬と株式会社U S S 新潟は、平成23年10月1日付で、株式会社U S S 群馬を存続会社、株式会社U S S 新潟を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で商号を株式会社U S S 関越に変更しました。
- ③ 当社子会社である株式会社U S S 東洋と株式会社カークエストは、平成24年2月1日付で、株式会社U S S 東洋を存続会社、株式会社カークエストを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で商号を株式会社カークエストに変更しました。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
連結子会社は11社、持分法適用会社は該当ありません。

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ユー・エス・エス岡山	20百万円	100.0%	中古自動車のオークション運営
株式会社ユー・エス・エス札幌	50百万円	100.0%	同 上
株 式 会 社 U S S 関 越	50百万円	100.0%	同 上
株式会社ユー・エス・エス東北	100百万円	100.0%	同 上
株 式 会 社 U S S 北 陸	60百万円	100.0%	同 上
株 式 会 社 ユー・エス 物 流	30百万円	100.0%	貨物自動車運送手配およびオークション運営に関わる受託業務
株式会社U S S サポートサービス	45百万円	100.0%	金融サービス他
株 式 会 社 R & W	63百万円	100.0%	中古自動車および事故現状車の買取販売
株 式 会 社 ア ビ ズ	270百万円	51.0%	廃自動車等のリサイクル
株 式 会 社 カークエスト	100百万円	100.0%	インターネットによる中古自動車に関する情報提供および廃ゴムのリサイクル
株式会社U S S ロジスティクス・インターナショナル・サービス	50百万円	70.0%	中古自動車の輸出手続代行サービス

(8) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

中古自動車のオークション運営、中古自動車等買取販売事業およびリサイクル事業

(9) 主要な拠点等 (平成24年3月31日現在)

	区 分	事業所または会社名	所 在 地	備 考
当 社	オートオークション事業	名古屋会場	愛知県東海市	本店
		R-名古屋会場	愛知県名古屋市	支店
		九州会場	佐賀県鳥栖市	支店
		福岡会場	福岡県筑紫野市	支店
		東京会場	千葉県野田市	支店
		静岡会場	静岡県袋井市	支店
		埼玉会場	埼玉県入間市	支店
		横浜会場	神奈川県横浜市	支店
		大阪会場	大阪府大阪市	支店
		神戸会場	兵庫県神戸市	支店
子 会 社	オートオークション事業	岡山会場	岡山県赤磐市	株式会社ユー・エス・エス岡山運営
		札幌会場	北海道江別市	株式会社ユー・エス・エス札幌運営
		群馬会場	群馬県藤岡市	株式会社USS関越運営
		東北会場	宮城県柴田郡村田町	株式会社ユー・エス・エス東北運営
		新潟会場	新潟県見附市	株式会社USS関越運営
		北陸会場	石川県加賀市	株式会社USS北陸運営
		四国会場	愛媛県松山市	株式会社ユー・エス・エス岡山運営
		株式会社ユー・エス物流	愛知県東海市	国内営業所16拠点
		株式会社カークエストインターネット事業部	東京都中央区	インターネットによる中古自動車に関する情報提供
		株式会社USSサポートサービス	愛知県東海市	金融サービス他
	中古自動車等	株式会社R&W	千葉県野田市	中古自動車買取専門店「ラビット」直営店24店舗、フランチャイズ店156店舗 事故現状車買取販売事業 国内営業所24拠点
	そ の 他 の 事 業	株式会社アビズ	愛知県名古屋市	廃自動車等のリサイクル工場
		株式会社カークエスト東洋事業部	群馬県前橋市	廃ゴムのリサイクル工場
株式会社USSロジスティクス・インターナショナル・サービス		神奈川県横浜市	中古自動車の輸出代行サービス	

(注) 流通会場(千葉県野田市)は、平成23年7月1日付で東京会場に統合されました。

(10) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
オートオークション事業	675名（176名）	29名減（15名減）
中古自動車等買取販売事業	257名（23名）	31名減（－）
その他の事業	173名（48名）	7名増（14名減）
全社（共通）	22名（－）	4名減（－）
合計	1,127名（247名）	57名減（29名減）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員は当連結会計年度の平均人員（1日7時間30分勤務換算）を（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
448名（120名）	64名増（41名増）	37.1歳	8.3年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員は当事業年度の平均人員（1日7時間30分勤務換算）を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人数が前期末と比べて64名増加しておりますが、その主な理由は、平成23年7月1日付で株式会社ユー・エス・エス横浜および株式会社U S S 関西を吸収合併したためであります。

(11) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定されたU S S 従業員持株会専用信託が、当社株式を取得するための原資として借入れを行っております。U S S 従業員持株会専用信託は会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、ここに記載しております。当プランについては、「(12) その他企業集団の現況に関する事項」をご参照ください。

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	185百万円
株式会社三井住友銀行	82百万円
株式会社岐阜銀行	1,000百万円

- (注) 当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円のコミットメントライン設定契約を株式会社三菱東京UFJ銀行と締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する事項

従業員株式所有制度の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を当事業年度より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「U S S 従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「U S S 従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

当該従持信託については、経済的実態を重視し、当社と従持信託は一体であるとする会計処理を行っております。従持信託が所有する当社株式や従持信託の資産および負債ならびに費用および収益については連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。なお、当連結会計年度末に従持信託が所有する当社株式数は119,980株であります。

2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 31,325,000株（自己株式4,008,041株を含む）
 (3) 株主数 7,420名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
服部 太	2,631千株	9.63%
ビービーエイチ フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド（プリンシパル オール セクター サポートフォリオ）	2,000千株	7.32%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,903千株	6.96%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	1,167千株	4.27%
安藤 之 弘	909千株	3.32%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	907千株	3.32%
野村信託銀行株式会社 （退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）	840千株	3.07%
株式会社服部モータース	720千株	2.63%
財団法人服部国際奨学財団	700千株	2.56%
瀬田 大	690千株	2.52%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,008,041株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 服部太氏は、平成23年12月18日に逝去されましたが、現在相続手続中のため、株主名簿上の名義で記載しております。

4. 上記のほか、大量保有報告書において、以下の株式を保有している旨報告を受けております。

(1) フィデリティ投信株式会社他 1 社連名により平成24年2月1日付で提出された大量保有報告書において、平成24年1月26日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成24年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住所	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山 トラストタワー	0千株	0.00%
エフエムアール エルエルシー	米国 02109 マサチューセッツ州ボス トン、デヴォンシャー・ストリート82	3,798千株	13.90%
合計		3,798千株	13.90%

(2) 株式会社三菱東京UFJ銀行他 3 社連名により平成23年8月29日付で提出された大量保有報告書において、平成23年8月22日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成24年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名または名称	住所	持株数	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	840千株	3.07%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	587千株	2.15%
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	70千株	0.25%
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	110千株	0.40%
合計		1,608千株	5.88%

5. 持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、持株比率は小数第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等

名 称		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成19年 8 月 28 日 (取締役会)	平成20年 6 月 25 日 (取締役会)	平成21年 6 月 24 日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		697個	818個	1,417個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 6,970株 (新株予約権 1 個当たり10株)	普通株式 8,180株 (新株予約権 1 個当たり10株)	普通株式 14,170株 (新株予約権 1 個当たり10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1 個 当 た り 64,560円	1 個 当 た り 49,760円	1 個 当 た り 32,620円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 個 当 た り 10円	1 個 当 た り 10円	1 個 当 た り 10円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		平成19年 9 月 15 日 から 平成44年 6 月 30 日 まで	平成20年 7 月 11 日 から 平成45年 6 月 30 日 まで	平成21年 7 月 10 日 から 平成46年 6 月 30 日 まで
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 13名 保有数 697個 目的となる株式数 6,970株	保有者数 13名 保有数 818個 目的となる株式数 8,180株	保有者数 13名 保有数 1,417個 目的となる株式数 14,170株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

名 称		第 8 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成22年 6 月 29 日 (取締役会)	平成23年 6 月 28 日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		999個	1,210個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 9,990株 (新株予約権 1 個当たり10株)	普通株式 12,100株 (新株予約権 1 個当たり10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1 個 当 た り 45,900円	1 個 当 た り 43,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 個 当 た り 10円	1 個 当 た り 10円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		平成22年 7 月 16 日 から 平成47年 6 月 30 日 まで	平成23年 7 月 15 日 から 平成48年 6 月 30 日 まで
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 14名 保有数 999個 目的となる株式数 9,990株	保有者数 14名 保有数 1,210個 目的となる株式数 12,100株
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	—	—

- (注) 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
1. 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
 2. 上記1. にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合（ただし、(2)については、組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 新株予約権者が行使期間満了日の属する年の前年の6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌日以降、新株予約権行使期間の満了日まで新株予約権を行使できるものとする。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 3. 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (2) 当事業年度中に当社使用人ならびに子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成24年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	安 藤 之 弘	最高経営責任者 (CEO) 株式会社ユー・エス物流 代表取締役社長
代表取締役副会長	田 村 文 彦	九州事業本部長
代表取締役副会長	原 重 雄	東京事業本部長 株式会社R&W 代表取締役社長 株式会社USSロジスティクス・インターナショナル・サービス 代表取締役社長
代表取締役副社長	瀬 田 大	オークション運営本部長兼名古屋事業本部長 株式会社ユー・エス物流 代表取締役副社長 株式会社USSサポートサービス 代表取締役社長 株式会社R&W 代表取締役副会長 株式会社アビジ 代表取締役社長
取締役副社長	増 田 元 廣	東京事業本部副本部長
取締役副社長	合 野 栄 治	九州事業本部副本部長
専務取締役	三 島 敏 雄	九州事業本部福岡会場担当
常務取締役	山 中 雅 文	統括本部長
常務取締役	池 田 浩 照	システム本部長兼東北会場担当
常務取締役	赤 瀬 雅 之	オークション運営本部副本部長
取締役	井 之 上 浩 昭	静岡事業本部長
取締役	古 賀 靖 永	九州事業本部九州会場担当
取締役	小 島 演	株式会社カークエスト 代表取締役社長
取締役	岡 田 英 雄	株式会社日本工業新聞社イベントアドバイザー 再生可能エネルギー協議会実行委員会顧問
取締役	林 勇	大阪産業大学経営学部教授
取締役	真 殿 達	麗澤大学経済学部教授 株式会社アイジック 代表取締役
取締役	佐 藤 浩 史	弁護士 佐藤浩史法律事務所所長 株式会社ショクブン 社外監査役
常勤監査役	武 井 益 良	
常勤監査役	井 上 幸 彦	
監査役	大 塚 功	税理士 大塚功税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役武井益良、井上幸彦、大塚 功の各氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役武井益良氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役大塚 功氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役岡田英雄、林 勇、真殿 達および佐藤浩史ならびに監査役武井益良、井上幸彦および大塚 功の各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、当社は、取締役林 勇氏の出身行である三井住友信託銀行株式会社から株主名簿管理および特別口座管理に係る証券代行サービスを受けていますが、取引額は当社の販売費および一般管理費の1%未満であります。また、三井住友信託銀行株式会社の証券代行業務における売上に占める当社との取引金額の割合は1%未満です。当社として、三井住友信託銀行株式会社との取引は軽微であり、同氏は三井住友信託銀行株式会社の前身である中央信託銀行株式会社を在籍時に当社との取引には関与していないことから、独立役員として問題ない水準と認識しております。
6. 取締役岡田英雄氏が兼務しております株式会社日本工業新聞社および再生可能エネルギー協議会と当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役林 勇氏が兼務しております大阪産業大学と当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役真殿 達氏が兼務しております麗澤大学および株式会社アイジックと当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役佐藤浩史氏が兼務しております佐藤浩史法律事務所および株式会社ショクブンと当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役大塚 功氏が兼務しております大塚功税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
服 部 太	平成23年12月18日	逝去	代表取締役会長 株式会社ユー・エス物流 代表取締役会長 株式会社R&W 代表取締役会長 株式会社U S S 東洋 代表取締役会長 株式会社U S S ロジスティクス・インターナショナル・サービス 代表取締役会長

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬	株 式 報 酬 型 ストックオプション	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	18名 (4名)	295百万円 (14百万円)	52百万円 (-)	348百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	18百万円 (18百万円)	- (-)	18百万円 (18百万円)
合 計 (うち社外役員)	21名 (7名)	313百万円 (32百万円)	52百万円 (-)	366百万円 (32百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 取締役の報酬の額は、平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。また、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額は、平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会において、上記の取締役の報酬の額とは別枠として年額150百万円以内と決議いただいております。したがって、取締役の報酬等の限度額は、合わせて年額650百万円以内となります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬型ストックオプションは、13頁から14頁までに記載した「3. 会社の新株予約権等に関する事項(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等」の各新株予約権につき、当事業年度において付与した額であります。
5. 上記には、平成23年12月18日に逝去により退任いたしました取締役1名およびその報酬等が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役および社外監査役の兼任状況（他の法人等の業務執行者または社外役員である場合）は、15頁から16頁までに記載した「(1) 取締役および監査役の状況」とおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岡 田 英 雄	当事業年度開催の取締役会7回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、元経営者としての知見に基づき発言を行っております。
取 締 役	林 勇	当事業年度開催の取締役会7回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、法律学者として専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	真 殿 達	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回（出席率86％）に出席し、必要に応じ、経済学者として専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	佐 藤 浩 史	当事業年度開催の取締役会7回のうち6回（出席率86％）に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
常 勤 監 査 役	武 井 益 良	常勤監査役としてU S Sグループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会4回全て（出席率100％）に出席し、議長を務めております。 また、当事業年度開催の取締役会7回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
常 勤 監 査 役	井 上 幸 彦	常勤監査役としてU S Sグループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会4回全て（出席率100％）に出席し、適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の取締役会7回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、自動車流通業界における経験豊富な元経営者としての知見に基づき発言を行っております。
監 査 役	大 塚 功	U S Sグループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会4回全て（出席率100％）に出席し、適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の取締役会7回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区	分	金	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額		30百万円	
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		30百万円	

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」の金額はこれらに基づく合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

(注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率（2. 会社の株式に関する事項の持株比率を除く）は小数第2位を四捨五入しております。

2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	53,731	流動負債	26,326
現金及び預金	36,840	オークション借勘定	13,154
オークション貸勘定	11,635	支払手形及び買掛金	560
受取手形及び売掛金	2,734	短期借入金	93
有価証券	100	リース債務	296
たな卸資産	962	未払法人税等	5,900
前払費用	138	預り金	2,440
繰延税金資産	850	賞与引当金	534
その他	533	その他	3,346
貸倒引当金	△63	固定負債	7,215
固定資産	100,908	長期借入金	1,174
有形固定資産	90,974	リース債務	182
建物及び構築物	29,762	長期未払金	466
機械装置及び運搬具	573	再評価に係る繰延税金負債	417
器具及び備品	1,223	退職給付引当金	155
土地	58,873	預り保証金	4,135
リース資産	531	資産除去債務	683
建設仮勘定	9	負債合計	33,541
無形固定資産	865	(純資産の部)	
のれん	17	株主資本	125,809
その他	847	資本金	18,881
投資その他の資産	9,068	資本剰余金	18,972
投資有価証券	1,605	利益剰余金	115,066
長期貸付金	23	自己株式	△27,110
長期前払費用	481	その他の包括利益累計額	△5,227
繰延税金資産	1,361	その他有価証券評価差額金	93
再評価に係る繰延税金資産	2,928	土地再評価差額金	△5,320
投資不動産	2,386	新株予約権	230
その他	369	少数株主持分	284
貸倒引当金	△87	純資産合計	121,097
資産合計	154,639	負債及び純資産合計	154,639

連結損益計算書

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,009
売上原価		26,161
売上総利益		37,848
販売費及び一般管理費		9,895
営業利益		27,952
営業外収益		
受取利息及び配当金	47	
不動産賃貸収入	220	
受取保険金	125	
受取保証金収入	113	
複合金融商品評価益	66	
その他	141	715
営業外費用		
支払利息	5	
不動産賃貸原価	33	
自己株式取得費用	29	
その他	11	79
経常利益		28,588
特別利益		
固定資産売却益	40	40
特別損失		
固定資産除売却損	48	
その他	1	50
税金等調整前当期純利益		28,579
法人税、住民税及び事業税	11,440	
法人税等調整額	77	11,517
少数株主損益調整前当期純利益		17,061
少数株主利益		6
当期純利益		17,054

連結株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から〕
〔平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,881	18,972	104,012	△15,310	126,556
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△6,001	—	△6,001
当期純利益	—	—	17,054	—	17,054
自己株式の取得	—	—	—	△11,812	△11,812
自己株式の処分	—	0	—	12	12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	11,053	△11,800	△746
当 期 末 残 高	18,881	18,972	115,066	△27,110	125,809

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	43	△4,961	△4,918	31	278	121,947
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△6,001
当期純利益	—	—	—	—	—	17,054
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△11,812
自己株式の処分	—	—	—	—	—	12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	50	△359	△309	199	6	△102
連結会計年度中の変動額合計	50	△359	△309	199	6	△849
当 期 末 残 高	93	△5,320	△5,227	230	284	121,097

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,714	流動負債	21,733
現金及び預金	27,335	オークション借勘定	12,042
オークション貸勘定	10,330	買掛金	32
売掛金	128	リース債務	293
有価証券	100	未払金	1,656
商貯蔵品	32	未払費用	210
前払費用	55	未払法人税等	4,970
繰延税金資産	532	預り金	2,081
関係会社短期貸付金	1,810	賞与引当金	262
その他の貸倒引当金	354	その他の	184
	△9	固定負債	5,232
固定資産	97,824	長期借入金	1,000
有形固定資産	73,593	リース債務	171
建物	22,296	長期未払金	346
構築物	2,484	預り保証金	3,106
車両運搬具	45	資産除去債務	609
器具及び備品	734	負債合計	26,965
土地	47,590	(純資産の部)	
リース資産	441	株主資本	116,622
無形固定資産	351	資本金	18,881
借地権	146	資本剰余金	14,563
ソフトウェア	182	資本準備金	4,583
その他の	21	その他資本剰余金	9,980
投資その他の資産	23,879	利益剰余金	110,288
投資有価証券	1,334	利益準備金	370
関係会社株式	4,494	その他利益剰余金	109,917
関係会社長期貸付金	137	繰越利益剰余金	109,917
破産更生債権等	2	自己株式	△27,110
長期前払費用	336	評価・換算差額等	△5,280
繰延税金資産	1,016	その他有価証券評価差額金	93
再評価に係る繰延税金資産	2,928	土地再評価差額金	△5,373
保険積立金	58	新株予約権	230
投資不動産	13,468	純資産合計	111,572
その他の	103	負債及び純資産合計	138,538
貸倒引当金	△2		
資産合計	138,538		

損 益 計 算 書

〔平成23年 4月 1日から
平成24年 3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		34,161
売 上 原 価		9,794
売 上 総 利 益		24,366
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,757
営 業 利 益		19,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,766	
不 動 産 賃 貸 収 入	1,294	
複 合 金 融 商 品 評 価 益	66	
そ の 他	313	5,441
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
不 動 産 賃 貸 原 価	772	
そ の 他	34	806
経 常 利 益		24,243
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	36	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	1,791	1,828
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	14	
そ の 他	0	15
税 引 前 当 期 純 利 益		26,056
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,524	
法 人 税 等 調 整 額	36	8,560
当 期 純 利 益		17,495

株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	18,881	4,583	9,980	14,563	370	98,422	98,793	△15,310	116,927
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△6,001	△6,001	-	△6,001
当期純利益	-	-	-	-	-	17,495	17,495	-	17,495
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△11,812	△11,812
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	12	12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	11,494	11,494	△11,800	△305
当 期 末 残 高	18,881	4,583	9,980	14,563	370	109,917	110,288	△27,110	116,622

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	43	△4,962	△4,919	31	112,039
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△6,001
当期純利益	-	-	-	-	17,495
自己株式の取得	-	-	-	-	△11,812
自己株式の処分	-	-	-	-	12
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	50	△411	△360	199	△161
当事業年度中の変動額合計	50	△411	△360	199	△466
当 期 末 残 高	93	△5,373	△5,280	230	111,572

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月4日

株式会社ユー・エス・エス
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	順	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本	正司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新家	徳子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月4日

株式会社ユー・エス・エス
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	順	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮本	正司	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新家	徳子	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席するほか、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備・運用されている体制（内部統制システム）の状況を検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、内部監査室の監査結果を踏まえ、有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用については、継続的な改善が図られており、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針に沿った各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年5月7日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	武	井	益	良	Ⓜ
常勤監査役（社外監査役）	井	上	幸	彦	Ⓜ
監査役（社外監査役）	大	塚		功	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の強化を図りながら、連結業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該当社基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご支援、ご期待にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金134円 配当総額は3,660,472,506円

なお、中間配当金として110円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり244円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（17名）は、第32期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役14名の選任をお願いするものであります。

なお、各取締役候補者は、本定時株主総会第3号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更および継続の件」について、賛成しております。「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更および継続の件」の詳細につきましては、株主総会参考書類第3号議案（35頁から56頁）をご覧ください。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	あん どう ゆき ひろ 安 藤 之 弘 (昭和21年12月2日生)	昭和57年7月 当社取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社取締役副社長名古屋事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ユー・エス物流代表取締役社長	909,080株
2	た むら ふみ ひこ 田 村 文 彦 (昭和15年11月3日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州専務取締役 平成7年3月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長九州事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役副会長九州事業本部長（現任）	13,280株
3	はら しげ お 原 重 雄 (昭和16年4月1日生)	平成5年11月 株式会社ユー・エス・エス東京専務取締役 平成8年1月 当社取締役副社長東京事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役副会長東京事業本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社R&W代表取締役社長 株式会社USSロジスティクス・インターナショナル・サービス代表取締役社長	90,460株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
4	瀬田 大 (昭和41年12月23日生)	平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部副本部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部副本部長 平成18年6月 当社代表取締役副社長オークション運営本部長 兼名古屋事業本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社ユー・エス物流代表取締役副社長 株式会社USSサポートサービス代表取締役社長 株式会社R&W代表取締役副会長 株式会社アビズ代表取締役社長	690,880株
5	増田 元 廣 (昭和22年12月27日生)	平成6年6月 株式会社ユー・エス・エス東京取締役 平成7年1月 同社常務取締役 平成8年1月 当社専務取締役 平成13年6月 当社専務取締役東京事業本部副本部長 平成18年6月 当社取締役副社長東京事業本部副本部長（現任）	36,400株
6	合野 栄 治 (昭和24年6月6日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州常務取締役 平成7年3月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長 平成13年6月 当社専務執行役員 平成15年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長 平成18年6月 当社取締役副社長九州事業本部副本部長（現任）	132,000株
7	三島 敏 雄 (昭和22年1月12日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州取締役 平成7年3月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役九州事業本部営業担当兼車両担当 平成13年6月 当社常務執行役員 平成15年3月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社専務取締役九州事業本部福岡会場担当（現任）	122,000株
8	山中 雅 文 (昭和29年12月16日生)	平成12年1月 当社統括本部財務部長 平成16年1月 当社執行役員統括本部財務部長 平成16年6月 当社取締役統括本部財務部長 平成18年6月 当社常務取締役統括本部長（現任）	3,370株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
9	いけ だ ひろ みつ 池田 浩 照 (昭和36年5月3日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部業務部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部業務部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部業務部長 平成18年6月 当社常務取締役システム本部長 平成22年10月 当社常務取締役システム本部長兼東北会場担当(現任)	3,500株
10	あか せ まさ ゆき 赤瀬 雅 之 (昭和37年11月8日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部営業部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部営業部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部営業部長 平成18年6月 当社常務取締役オークション運営本部副本部長(現任)	5,450株
11	おか だ ひで お 岡田 英 雄 (昭和16年2月16日生)	昭和40年8月 株式会社日本工業新聞社入社 平成9年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成21年6月 株式会社日本工業新聞社イベントアドバイザー(現任) 平成23年6月 再生可能エネルギー協議会実行委員会顧問(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社日本工業新聞社イベントアドバイザー 再生可能エネルギー協議会実行委員会顧問	一株
12	はやし いさむ 林 勇 (昭和20年12月15日生)	昭和43年4月 中央信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入行 平成8年10月 同行証券代行部次長(法務担当) 平成12年3月 同行退行 平成12年4月 大阪産業大学経営学部助教授 平成16年4月 同大学経営学部教授(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 大阪産業大学経営学部教授	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
13	ま どの さとる 真 殿 達 (昭和22年7月28日生)	昭和46年4月 日本輸出入銀行（現国際協力銀行）入行 平成13年4月 同行審議役 平成14年3月 同行退行 平成14年4月 麗澤大学国際経済学部（現経済学部）教授（現任） 株式会社アイジック代表取締役（現任） 平成18年6月 当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 麗澤大学経済学部教授 株式会社アイジック代表取締役	一株
14	さ とう こう じ 佐 藤 浩 史 (昭和40年3月21日生)	昭和63年10月 司法試験合格 平成3年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 平成7年4月 佐藤浩史法律事務所所長（現任） 平成18年6月 当社取締役（現任） 平成23年6月 株式会社ショクブン社外監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 佐藤浩史法律事務所所長 株式会社ショクブン社外監査役	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 株式会社ユー・エス・エス九州は、平成7年3月に当社と合併いたしました。
株式会社ユー・エス・エス東京は、平成8年1月に当社と合併いたしました。
3. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、当社は、取締役林 勇氏の出身行である三井住友信託銀行株式会社から株主名簿管理および特別口座管理に係る証券代行サービスを受けていますが、取引額は当社の販売費および一般管理費の1%未満であります。また、三井住友信託銀行株式会社の証券代行業務における売上に占める当社との取引金額の割合は1%未満です。当社として、三井住友信託銀行株式会社との取引は軽微であり、同氏は三井住友信託銀行株式会社の前身である中央信託銀行株式会社に在籍時に当社との取引には関与していないことから、独立取締役として問題ない水準と認識しております。
- (2) 社外取締役候補者とした理由
- ① 岡田英雄氏につきましては、元経営者としての豊富な経験と経済産業専門紙の発刊に携わっていた幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 林 勇氏につきましては、法律学者としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 真殿 達氏につきましては、経済学者としての高い見識と国際協力銀行において審議役を務められた幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- ④ 佐藤浩史氏につきましては、弁護士としての専門的見地に加え、経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
- (4) 社外取締役候補者との責任限定契約について
岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、各氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
当社は、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏の選任議案が承認された場合、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更および継続の件

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、当社の企業価値または当社株主の皆様のご利益の確保・向上の取組みとして、大規模買付行為（下記Ⅲ2(1)に定義されます。以下同じとします。）により当社の企業価値または当社株主の皆様のご利益が毀損されることを未然に防止するため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議いたしました。その後、かかる買収防衛策は、平成21年4月7日開催の取締役会において、同日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」と題するプレスリリースのとおり一部の変更および継続が決定され、かかる変更後の買収防衛策（以下「旧プラン」といいます。）は、平成21年6月24日開催の当社第29期定時株主総会（以下「平成21年定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認を頂き、効力を生じました。

旧プランの有効期間は、平成24年6月30日までとなっておりますが、当社は、平成21年定時株主総会後の法令等の改正の状況等も踏まえ、更なる検討を行った結果、平成24年5月8日の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に定義されるものをいいます。）の一つとして、下記のとおり、旧プランに所要の変更を行ったうえで、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決定いたしました（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）。

上記取締役会には、全ての取締役（当社社外取締役4名を含みます。）および全ての監査役（当社監査役は3名全て社外監査役です。）が出席し、いずれの取締役および監査役も本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧プランはそれを条件に廃止するものとしします。

記

I. 基本方針の内容

大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、当社は資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じとします。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、①買付者による買付行為の目的等からみて、買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白なもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該買付行為に対する賛否の意見または当該買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該買付者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

当社は、当社の企業価値および当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上をこのようにして図ることを妨げる態様で当社株券等（下記Ⅲ 2 (1) に定義されます。以下同じとします。）についての当該大規模な買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値および当社株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社および当社子会社（以下「USSグループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国17箇所にて現車オークション会場を展開し、会員企業数はU S Sグループ全体で44,796社（平成24年3月31日現在）、年間出品台数225万2,566台（平成24年3月期）、市場シェア33.0%（平成23年暦年）と業界トップの地位を確保しております。

1. わが国の中古自動車流通市場について

わが国の中古自動車流通は、消費者の皆様が、自動車の買い換えを行う際に、所有している自動車を自動車ディーラーや中古車買取専門店等に売却し、新しい自動車を購入することが一般的な商習慣となっております。

そのように売却された自動車は、U S Sグループを含めて、全国に約120あるオークション会場に出品され、取引されることが主流となっております。

したがって、オートオークションは、株式市場における金融商品取引所と同様、中古自動車流通における商品取引所としての社会的インフラの役割を担っております。

2. オートオークション業界におけるU S Sグループの役割

中古自動車流通市場の中でU S Sグループが、オートオークション業界のリーディングカンパニーとして、中古車取扱業者である会員企業から絶大な支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、いち早くコンピューターを使った競売システムを導入し、他社に先駆け、全国主要都市にオークション会場を展開するといった施策を的確かつスピーディーに行った結果であります。

また、インターネットや衛星TVシステムを利用し、オークション会場に出向かなくても、U S Sグループ17会場および業務提携契約を締結しているオークション会場から落札できるシステムを開発したことで、会員企業の飛躍的な利便性の向上を実現しており、U S Sグループはさらなる利益の成長を実現しております。

3. 中期経営目標による企業価値向上への取り組み

中長期的には、わが国の自動車需要が成熟期を迎える中で、中古自動車流通における社会的インフラの役割を担いながら、資本市場に公開された株式会社として当社株主の皆様利益を増大させていくには、さらなる市場シェアの獲得が重要であると考えております。

U S Sグループは、オートオークション市場における中期的な市場シェアの目標を40%とし、全国17箇所にて運営するオークション会場の利便性向上のために、さらなる設備投資を実施するほか、新規会員の獲得に向けた営業活動等オートオークション事業へ重点的に経営資源を投入してまいります。また、U S Sグループは、オートオークション事業を中核として、中古自動車等買取販売事業やリサイクル事業を展開しておりますが、経営方針である「中古車流通業界をリードする総合企業」となるべく、M&Aを含めてあらゆる成長の機会を迅速に捉え、成長のスピードを加速してまいります。

また、資本効率を重視した経営も標榜し、自己資本当期純利益率（ROE）を重要な経営指標として捉え、中期的に15%を上回ることを目指しております。

4. コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、経営理念である「公正な市場の創造」と「会員との共生」を具現化することで、U S Sグループ全体の持続的な企業価値向上を図っていくため、コーポレートガバナンスの強化を経営上の重要課題と位置づけ、経営の透明性と公正性の向上と迅速な意思決定の追求に努めております。

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任を一層明確化するため、平成18年6月28日に開催した第26期定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、経営の透明性と公正性を確保するため、社外取締役4名を選任し、現在に至っております。また、当社は、社外取締役4名全員について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。かかる独立取締役については、取締役会等における業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

さらに、当社の監査役3名は、いずれも社外監査役であり、高い独立性を有していることから、独立役員として届け出ております。かかる独立監査役については、取締役会に出席するほか、取締役の職務の執行その他会社の業務および財産の状況につき十分に調査し、監査を行っております。

5. 当社株式に関する取り組み

当社は、平成11年9月に名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月に東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株数の変更等の措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成24年3月31日現在、当社の株主数は7,420名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

III. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、①当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断すること、②当社取締役会が独立委員会（下記4に定義されます。以下同じとします。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、③当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上を目的として、本プランによる買収防衛策の継続を決定いたしました。なお、本プランによる買収防衛策の継続

に際しては、当社株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいまでもありません。そのため、当社としては、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただく予定であり、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご理解が得られなかった場合には、本プランによる買収防衛策の継続はいたしません。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

また、平成24年3月31日現在の大株主の状況は11頁から12頁までに記載した「2. 会社の株式に関する事項(4) 大株主(上位10名)」に記載のとおりです。

2. 本プランの内容

(1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。)またはその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)
- ② 当社が発行者である株券等(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間に、その一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」と総称します。)は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第

14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者および(ii) 契約金融機関等は、当該当社の特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- (注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注11) なお、会社法、金融商品取引法その他の法律およびそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や法令等を実質的に継承する新しい法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

(2) 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、法令等および本プランに定める手続を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面および当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。当社取締役会は、かかる買付説明書を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に提出いたします。

買付説明書には、法令等および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店・事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、買付説明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況および企図する大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限りませう。

当社は、大規模買付者から買付説明書が提出された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

(3) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑧までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を、当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内（初日は算入されないものとしませう。）に（ただし、⑧については、当社取締役会が都度定める合理的な期間内に）提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供いたします。

なお、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます。）、または代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます。）当社株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合は、合理的な期間の提出期限（当社取締役会が買付説明書を受領した日から60日以内（初日は算入されないものとしませう。）の一定の日としませう。）を定めた上で、当該定められた具体的期間および合理的な期間を必要とする理由を当社株主の皆様に対して開示することにより、当社株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとしませう。ただし、この場合、当社取締役会は、当該意見に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の意見に従うものとしませう。

また、当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して原則として適時適切に開示いたします。ただし、当社取締役会は、かかる判断および決定に当たって、当該意見に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の意見に従うものとしませう。

なお、本プランに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）、ならびに役員の氏名および略歴・過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的・方法および内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類および数、大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行に関して付されている条件等の有無およびその内容、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無および意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーないしディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件および資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為の完了後に意図するU S Sグループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社事業または資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後におけるU S Sグループの顧客、取引先、役員、従業員、事業所等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 大規模買付行為完了後におけるU S Sグループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な買付説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(4) 買付説明書の提出または大規模買付情報の提供がなされないまま大規模買付行為が開始もしくは実行された場合の手續

大規模買付者が当社代表取締役社長宛に買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始もしくは実行された場合、独立委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記(12)の内容によります。以下同じとします。）を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(5) 独立委員会による濫用的買収者該当性の検討

大規模買付者が本プランに定める手續を遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告いたします。

もっとも、本プランに定める手續が遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の①から⑧までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいます。以下同じとします。）に該当するか否かを検討いたします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合（注12）
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益に照らして不十分または不適切なものであると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買

付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）等に代表される当社株主の皆様の判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合

- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、結果的に、当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑧ その他①から⑦に準ずる場合で、当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(注12) 例えば、会社の資産を買付者の債務の担保とすることや、会社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として、濫用的買収者に該当すると判断しないものとしたします。

(6) 濫用的買収者であると判定された場合の手続

独立委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合で、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、取締役会評価期間（下記(7)に定義されます。以下同じとします。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は下記(9) ア①に準じるものとしたします。

(7) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始または実行されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保ないし向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉等を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉等を行うに当たっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(9)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会または独立委員会は、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役または独立委員会が取締役会評価期間を延長した場合、当社は、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

(8) 取締役会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

独立委員会は、大規模買付者が取締役会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(9) 独立委員会の勧告手続

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 独立委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に当該違反が是正されず、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、独立委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（なお、独立委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、かかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、再勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

② 独立委員会による株主の意思確認の勧告

独立委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買収提案等と、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合等にあつては、対抗措置を発動させることが当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられます。従いまして、この場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様の意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様の意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を随時当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社は、かかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。また、必要に応じて、再勧告に至った独立委員会の議事の要旨について、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜、当社企業価値および当社株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合におけ

る対抗措置の中止または発動の停止の勧告を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保ないし向上の観点から、企画されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとし、当該評価および検討の結果、独立委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イにおいて同じとします。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合等の特段の事情がある場合等、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の勧告に従うものとし、対抗措置の発動・不発動、対抗措置の発動の停止、発動した対抗措置の中止、または株主総会の招集等に関する必要な取締役会決議を行うものとしたします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の無償割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合等においては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

(10) 株主の意思確認手続

独立委員会から上記(9) ②に定める株主総会における当社株主の皆様を意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとしたします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての当社株主の皆様を意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する当社株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われるものとしたします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動いたします。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会から上記(9) ②に定める株主総会における当社株主の皆様を意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならな

いものとします。

(11) 大規模買付情報の変更

当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断に当たっては、当該意見に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合を除き、原則として、独立委員会の意見に従うものとします。

(12) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、当該割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

当社取締役会が具体的な対抗措置として行う株主に対する新株予約権の無償割当ての概要は（別紙1）記載のとおりとしますが、その場合の新株予約権には、その対抗措置としての効果等を勘案した行使期間、行使条件（例えば、大規模買付者を含む特定株主グループ（注13）は一定の例外事由が存する場合を除き当該新株予約権を行使できないものとする等）および／または取得条項（大規模買付者を含む特定株主グループに属するか否かにより取得の有無等に関する取扱いが異なるものとする等）を設けることがあります。

（注13）特定株主グループとは、(a) 大規模買付者、(b) 大規模買付者と（注6）または（注8）に定める関係を有する者、および(c) 大規模買付者と（注2）に定める契約金融機関等の関係にある者、ならびに、(d) 実質的に(a) ないし(c) に掲げる者を支配し、これらの者に支配され、またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者を総称していいます。

3. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成27年6月30日までとします。ただし、平成27年6月30日において、現に大規模買付行為がなされ、またはなされようとしている場合には、当該行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は自動的に延長されるものとします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、

本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

なお、当社は、当社定款第20条第1項において取締役の任期を、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めているところ、毎年の株主総会における取締役選任に関する議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定ですので、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能です。

本プランについては、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等もしくは金融商品取引所規則の新設もしくは改廃により、かかる新設もしくは改廃を反映することが合理的に必要と認められる場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切な場合に限り、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、当社株主の皆様に対して、適時適切に開示いたします。

4. 独立委員会について

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置します。

本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名および略歴は（別紙2）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。また、必要に応じて、勧告等に至った独立委員会の議事の要旨については、当社株主の皆様に対して適時適切に開示いたします。

5. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の

関係にある者は除きます。)の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記2(12)の規定に従い、会社法その他の法令等および当社の定款上認められる他の対抗措置を発動することが相当と判断された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありません。また、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2(9)に記載の手續等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を中止し、本新株予約権を全て無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がありますので、この点予めご承知おきください。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手續について当社株主の皆様に関わる手續は、次のとおりです。

① 本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手續の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、適用ある法令等に基づき別途お知らせいたします。

② 本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は、上記①の本新株予約権の行使に係る手續を何ら執ることなく、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当社株式の交付を受けることになります。但し、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者については、取得の有無等に関する取扱いが異なることとなる可能性があります。

IV. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等趣旨に合致するものとなっております。

(1) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランによる買収防衛策は、上記Ⅲ 1 記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、①当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断すること、②当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を、当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、③当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として継続されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、当社株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者の予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は、今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会における、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を通じて、本プランについての当社株主の皆様のご意思を確認する予定です。

(4) 独立委員会の設置

当社取締役会は、上記Ⅲ 4 記載のとおり、大規模買付行為に対するその賛否等についての判断の透明性および公正性を担保し、かつ、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために、独立委員会を設置することとし、当社取締役会が対抗措置の発動等に関する取締役会決議をする場合には、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認めるときを除き、原則として、独立委員会の勧告に従うものとしています。

(5) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ 2 (7) 記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとされています。これにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

(6) 取締役の選任を通じた当社株主の皆様ご意思確認

上記Ⅲ 3 記載のとおり、当社定款第20条第1項において、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定されているため、毎年の定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆様のご意思

が確認されることとなります。

(7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅲ 3 記載のとおり、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙1)

新株予約権の無償割当ての概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（例えば、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者は、一定の例外事由が存する場合を除き、新株予約権を行使できないものとするとの行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が本プランに定める手続に違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、大規模買付者を含む特定株主グループに属するか否かにより取得の有無等に関する取扱いが異なること等を内容とする取得条項を取締役会において付すことがあり得る。なお、いずれにせよ、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その取得の対価として金銭の交付を行うことはしないものと致します。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 当社の株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 当社独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(別紙2)

独立委員会委員の氏名および略歴

社外取締役 岡田英雄氏

昭和40年株式会社日本工業新聞社入社、事業部長、事業局長を歴任され、平成9年取締役、平成14年常務取締役、平成17年顧問、平成21年イベントアドバイザー（現任）。平成23年6月より再生可能エネルギー協議会実行委員会顧問（現任）。平成18年6月から当社社外取締役に就任いただいております。

岡田英雄氏につきましては、元経営者としての豊富な経験と経済産業専門紙の発刊に携わっていた幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

社外取締役 林 勇氏

昭和43年中央信託銀行（現 三井住友信託銀行）入行、昭和60年証券代行部法務課主任調査役、平成7年証券代行部法務課長、平成8年10月証券代行部次長（法務担当）、平成12年に退行され、同年大阪産業大学経営学部助教授、平成16年同大学経営学部教授に就任。大阪産業大学では、商法および会社法を専門に教鞭をとっておられます。平成18年6月から、当社社外取締役に就任いただいております。

林 勇氏につきましては、法律学者としての高い見識と、幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

社外取締役 真殿 達氏

昭和46年日本輸出入銀行（現 国際協力銀行）入行、プロジェクトファイナンス部長、国際審査部長、審議役を歴任され、平成14年に退行。同年、麗澤大学国際経済学部（現経済学部）教授に就任するとともに、株式会社アイジックを設立され、企業コンサルティングを手掛けておられます。平成18年6月から当社社外取締役に就任いただいております。

国際協力銀行在行中には、米国のベクテル、ディロン・リードの客員コンサルタントや東京農工大学、東京大学、国際基督教大学でプロジェクトファイナンスの客員教授や非常勤講師を務められました。

また、ウクライナ経済再建のための技術支援（ウクライナ輸出入銀行改革支援）における功績に対して平成11年にウクライナ政府より日本人として初めて勲章を受章し、平成13年には日本ウクライナ国交樹立10周年にあたり、両国関係に最も寄与した日本人としてウクライナ政府より表彰を受けられました。

真殿 達氏につきましては、経済学者としての高い見識や国際協力銀行 元審議役としての幅広い経験を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

社外取締役 佐藤浩史氏

昭和63年司法試験合格、平成3年名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）登録、平成7年に佐藤浩史法律事務所を開設されました。平成21年4月から平成22年3月まで愛知県弁護士会副会長。平成23年6月より株式会社ショックブン社外監査役に就任（現任）。平成18年6月から当社社外取締役に就任いただいております。

佐藤浩史氏につきましては、弁護士としての専門的見地に加え、経営に関する高い見識を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役の就任をお願いしております。

- (注) 1. 当社は、上記4名を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 当社は、林勇氏の出身行である三井住友信託銀行株式会社から株主名簿管理および特別口座管理に係る証券代行サービスを受けていますが、取引額は当社の販売費および一般管理費の1%未満であります。また、三井住友信託銀行株式会社の証券代行業務における売上に占める当社との取引金額の割合は1%未満です。当社として、三井住友信託銀行株式会社との取引は軽微であり、同氏は三井住友信託銀行株式会社の前身である中央信託銀行株式会社発籍時に当社との取引には関与していないことから、社外取締役の選任にあたっては、問題ない水準と認識しております。
3. 上記4氏と当社との間には社外取締役としての報酬以外に金銭の授受はありません。

以 上

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、システムに係る条件等は次頁の「システム環境等」をご参照ください（インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますので、ご注意ください）。
2. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月25日（月）午後5時までで受付いたします。
3. 議決権行使書用紙のご郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによつて、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

当日株主総会にご出席の場合

- ・議決権行使書用紙のご郵送またはインターネットによる議決権行使は不要です。

当日ご出席いただけない場合

- ・議決権行使書用紙をご郵送される場合は、インターネットによる議決権行使は不要です。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙のご郵送は不要です。

なお、当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

システム環境等

インターネットでの議決権行使のためには、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降

（上記条件のブラウザをご利用いただいても株皆様のご利用するパソコンや、設定環境、インストールされている他のソフトウェアによって、株皆様のパソコンから当サイトをご利用いただけない場合もございますのであらかじめご了承ください。）

イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降または

Adobe® Reader® Ver. 6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）

※Microsoft®およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- (3) なお、インターネットの接続に、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、各々のシステム管理者の方にご確認ください。

以上

<パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について>

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

TEL 0120 (652) 031 [フリーダイヤル]

(受付時間 土・日・休日を除く 午前9時～午後9時)

- その他のご照会などは、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株皆様（特別口座をお持ちの株皆様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

TEL 0120 (782) 031 [フリーダイヤル]

(受付時間 土・日・休日を除く 午前9時～午後5時)

メ モ

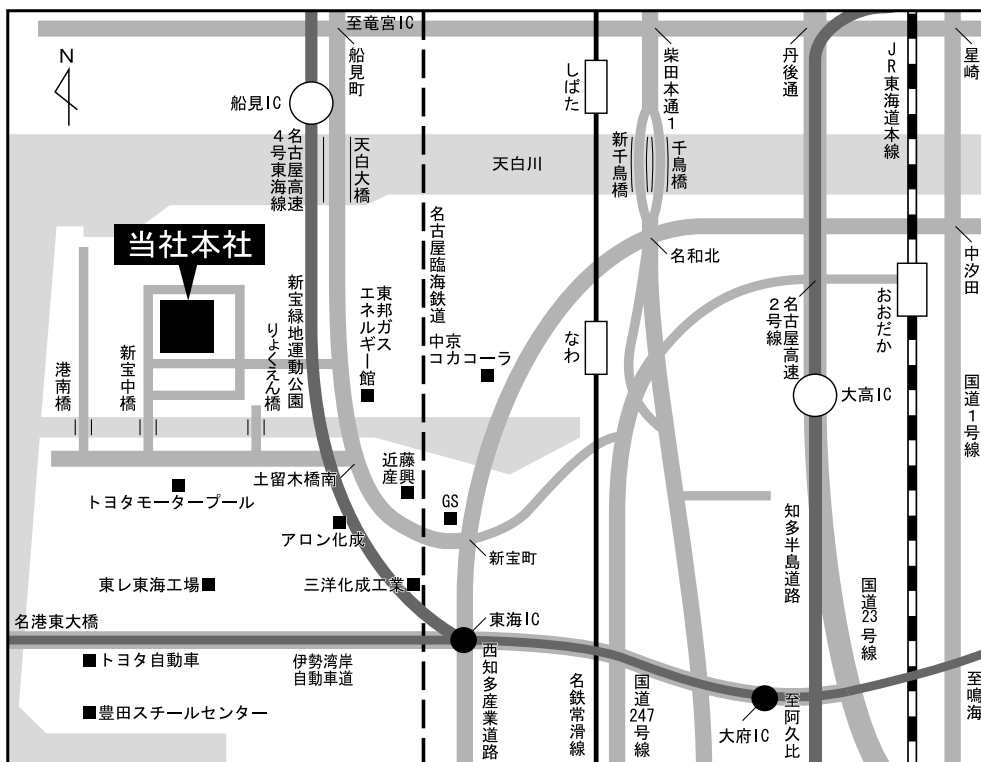
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県東海市新宝町507番地の20

当社本社（当社名古屋会場）

電話 (052)689-1129



交通のご案内

名鉄常滑線「名和（なわ）駅」下車タクシーにて約10分

JR東海道本線「大高（おおだか）駅」下車タクシーにて約15分

なお、上記各駅よりそれぞれ午前10時00分と10時30分に出発する送迎車を用意しておりますのでご利用ください。

お車でお越しの方は、当社駐車場をご利用ください。